

環境調査・検査業務技術認定の概要

1.目的

本技術認定は、大阪府が発注する環境調査・検査業務の適正な履行を確保するため、当研究所がこれらの業務を受託しようとする分析機関の技術的適性を認定するものです。

2.認定区分

認定区分は以下のとおりです。

- (1)水質（金属類）
- (2)水質（窒素化合物）
- (3)水質（りん化合物）
- (4)水質（揮発性有機化合物）
- (5)水質（その他）

3.判定方法

大阪府が発注する環境調査や検査業務の受注を希望する分析機関に同一試料を配付し、提出された分析手順等の内容を確認し、分析結果の信頼性を統計的に判定しました。

4.認定機関数

区分ごとの認定機関数は以下のとおりです。

区分	参加機関数	認定機関数
1.水質（金属類）	41	35
2.水質（窒素化合物）	40	34
3.水質（りん化合物）	40	36
4.水質（揮発性有機化合物）	40	34
5.水質（その他）	41	38

※ 全区分において認定された機関は **30** 機関でした。

区分 **5.水質（その他）** は化学的酸素要求量(COD)で実施しました。

5.認定証の有効期間

認定機関には認定証を発行します。有効期間は、発行日から **1** 年間です。

6.日程

技術的適性の認定は以下の日程で行いました。

- ・平成 24 年 11 月 8 日～平成 24 年 11 月 20 日：参加申請の受付
- ・平成 24 年 11 月 27 日：共通試料を配付
- ・平成 24 年 11 月 27 日～平成 24 年 12 月 11 日：参加機関から分析結果報告書等が提出
- ・平成 24 年 12 月 12 日～平成 25 年 1 月 31 日：提出された報告書等の審査
- ・平成 25 年 2 月 1 日：認定証を発行

7.大阪府が発注する環境調査・検査業務の種類と認定が必要な区分

平成 25 年度に大阪府が入札を予定している環境調査・検査業務のうち認定が必要な業務の種類と、それぞれの業務に必要な認定区分は以下のとおりです。

環境調査・検査業務の種類	必要な認定区分
水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく 公共用水域の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「3 水質（りん化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」 「5 水質（その他）」
水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく 地下水の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」
その他、大阪府が必要と認めた業務	業務毎に定める